

〔参考資料〕

宮坂清通『諏訪の御柱祭』(甲陽書房 初版昭和三一年四月)

宮地直一『諏訪神社の研究(下)』(全集第二卷 桜楓社 昭和六〇年二月)

注1 近藤信義「諏訪大社式年造営御柱祭の研究——上社を中心にして——」(『立正大學人文科学研究所年報』第二六号 昭和六三年三月)

同 「平成四年『諏訪大社式年造営御柱大祭』の報告——下社を中心にして——」(『立正大學文学部論叢』一〇〇号 平成六年九月)

注2 薦集方法はさまざまあろうが、たとえば『式内社調査報告』(皇學館大学出版部)、『全国神社名鑑』(神社庁)、『日本歴史地名大系』(平凡社)等の名

鑑類には、鎌を所蔵する神社を見出すことができる。

時枝務「虫切り鎌と村人—群馬県吾妻郡の事例の紹介」(『民具マンスリー』神奈川大学日本常民文化研究所第25卷2号 一九九二・二)

「なお、本稿作成にあたって取材地では多くの方々の親切な協力を得た。また取材・資料蒐集には飯田修(本学大学院修士 平成八年三月修了)君の協力を得た。合わせて感謝申し上げたい。」(一九九六・一〇・二〇)

の神としての意義は十分に考えられるところではある。したがって、その神の呪力の象徴を薙鎌をもつて示すことは、風鎮めの在地の信仰をベースにして成り立ってきたことを認めるることは理論上さして困難ではない。

戸土境宮の場合、祝詞によれば「大神ノ見ソナハシ定メタマヒシ古キ手振リノマニマニ 七歳ニ一度ノ国境見トシテ ミシルシノ利鎌ニ」とあって、この神事が「国境見」という、いわゆる国見であることを示し、さらにその国見の主体が「諏訪の大神」であり、鎌は大神の「ミシルシノ利鎌」とあるごとく、神器としてのシンボリックな性格を明確に表している。この祝詞から察知されることは、諏訪神が信濃国の守護神として辺境を守る、つまりこれは諏訪神の信仰圏の境界をも規定していると見ることができる。その境界の確認作業としての「国境見」が御柱年の前年（七年ごと）に行われることは、諏訪神信仰史の問題として対象化されることになるだろう。

薙鎌の性格が、能登の風鎮祭で示されるとき風鎮めの性能とは異なつて、先にも述べたように祭神のシンボルとして抽象度を高めていること、それが信濃の国諏訪大社の場合の特徴であるといえよう。戸土に先立つ大宮諏訪神社（中谷）の神事において、薙鎌が諏訪大社から「旧知にまかせ授与候也」と下賜されている状況は、古い<sup>よしみ</sup>の確認であって、大社との特別な関係にあることを示している。

薙鎌が大社から授与されるというあり方の、具体的、個別の事例を歴史的にあげることの用意はできていないが、『式内社調査報告』や『全国神社名鑑』などから鎌を社宝とする神社<sup>社主</sup>を拾つてゆくと、いくつかの事例を見出すことはできる。たとえば、信濃水内郡小川神社（小根山）には「式年御柱祭毎に諏訪大社より古例により授与された薙鎌十三振」のような記事に出会う。こうした「古例」といわれる背景にはさまざまな問題が含まれているともわれるが、ともかく、大社との特別の関係性を示していることには違いないだろう。そこには信仰圏の確認と

祭祀権の承認という問題もあるのではないか。ただし、これらはいずれも、大社と地域神社との交渉関係にあつての問題である。

#### 【参考資料】

- 中山太郎「諏訪神社の薙鎌」（『考古学雑誌』第11巻1号 大正九年九月）  
 藤森栄一「薙鎌考—諏訪神社の考古学的研究（五）—」（『信濃』第14巻11号 信濃史学会 昭和三七年十一月 なお、全集14巻所収 学生社 昭和六一年三月）  
 桐原健「薙鎌私考」（『信濃』第29巻2号 信濃史学会 昭和五二年二月）  
 古橋信孝「辺境の風 境界の風」（月刊言語）第3巻13号 一九九一年三月 なお『雨夜の逢引』に所収 大修館書店 一九九六年一月）  
 竹村美幸「諏訪明神——その神徳と神社の歴史——」（諏訪文化社 平成四年四月）

#### おわりに

再び、山作り衆にもどす。問題は簡単で、この作業集団（地域神社という資格ではなく）になぜ神器である薙鎌が授与されるのか、ということである。山作りは「山見」とも「八人衆」ともよばれ、諏訪大社の上社の御柱祭には欠かすことができない世襲の作業集団である。近來の見立て、伐採とは異なり、すくなくとも戦前はこれらの諸神事、作業は山作り衆のみが精進潔斎して執り行つたものという。八本の樅の木が神木として見立てられ、薙鎌が打ち込まれ（山作りはこの薙鎌を御神体とみなしている）、諏訪明神の憑ります木となる。これを執行するのが山作りである。すると、山作りには、御柱発見に関わる特別の祭祀執行権が授与されているとみることが出来るのではないか。それが薙鎌の下賜という形で表されるというように。これを山作りの権利という視点でみれば、いつ、どのようにして、そのような資格を得たのか、このまなざしこそ、御柱祭の原点へ向かうものと思えるのである。

○神域のタブの木に梯子をかけ、幹の上部に左から打ちつけてゆく。

(写真4) 氏子達、下から注文をつけたり、囃し立てたりなかなか  
賑やか。

四時四五分頃終了・終わって直会

### 〔参考文献〕

- 「金丸村史」(村史刊行委員会 昭和三四年一月)  
 小倉学「能登半島における諏訪信仰——鎌打ち神事を中心として——」(『加能民俗研究』22号 平成三年三月)  
 竹村美幸「諏訪明神——その神徳と神社の歴史——」(諏訪文化社 平成四年四月)

### 二、三例の神事から

日室、戸土、金丸と鎌祭りの実際を取材しつつ色々と考えさせられることが多かった。それらはいずれも現在に古習を伝える貴重な伝統である。古習の起原は在地の風土性に動機づけられている。それ故に祭祀的継承が、時代を越えてその動機を保証する。(この三例がいずれも諏訪神との関係を持つことは、この神の信仰圏の問題として考えることができがここでは深く触れないこととする。)

日室の例は風鎮祭と称するごとく、その祝詞には「大百姓の作る物に、悪しき風荒き水に会はせまざず」と、在地の人々の時節の祈願が明確に対象化されている。まさに、在地の風土性に動機づけられている祭りといえよう。

ここで注目しておきたいことは、この祈願の執行を年ごとにうながす存在として特定の継承者が存するところである。七尾市大地主神社の「日室鎌祭祝詞」(前掲)にはその祭祀継承のあり方を「古より由緒ある左近次郎の末裔、司祭者となり云々」と詞章化していることは貴重であ

る。取材中、なに故に「左近次郎」にその由縁があるのかをたどることは不可能だった。しかし、この末裔が、制作された鎌の保管と、その鎌に「神器」としての資格を獲得する手続きを保持していることが祭祀上の重要な要点と思われる所以である。つまり、これを「左近次郎」の権利と考えれば、何故それを得ることができたのか、ということである。

金丸の鎌宮諏訪神社の「鎌祭り」の例は古習の起原、その祈願が祝詞に実に明確に、しかも文学性を盛って詞章化されている。その目的は「洲端ノ名神ハ毎年七月ノ二十余七日トイフ日ニ吹ク風ハ惡キ氣在リト宣給ヒテ勘ク忌嫌ヒ坐テ 風鎮メノ為ニ云々」とあって、日室と同じく「風鎮祭」である。また、鎌の意義に関しても「大御神等上津代ニ弥重鎌ノ敏鎌ヲ以テ大蛇化鳥諸共ニ艸木ヲ雜伏セ茹倒ス事ノ如クニ」とあって、その神話的起原を説いている。したがって、土地の風土性に動機づけられているという点、そして在地の神社との結びつきの古俗(前掲・参詣者がめいめい鎌を持参して奉納していたという)を考え合わせると、古習を簡略化しつつも、その面影を最もよく伝える形態なのではないかと思われる。

さらに、渡来の祭神タケミナカタノ命の神話伝承、即ち「御歳一拾二不足合ズ若年ト宣給ヘ野湖渡ヲ越テ 能登島ヘ來向ヒ給ヘシ時」と語るのは、古事記にタケミカヅチと争つて敗れ、信濃國の州羽に閉じこもった伝承とどのように関係してくるのか、興味ある問題もある。

戸土境宮諏訪神社の神事の例は、信州諏訪大社と北安曇野、すなわち姫川に沿った小谷の村々の諏訪神社との関係をよく示している。それは諏訪神の信仰圏と、その信仰圏のシンボルとしての雑鎌、すなわち諏訪神の神器の分布状況によって示されているといえよう。神器としての雑鎌の考古学的実証は多くの事例を見出している。ただし、その祭祀的意義は、能登の風鎮祭のごとくには明確とはいえないのだが、古事記神話に記される祭神タケミナカタの性格と諏訪の神話的方位の関係から、風

正厳にして勁い。)

大名持命ノ御子健御南方命御年二十歳以前ニ渡来仕給フ所野湖渡島  
ナル金丸郷勝負谷ニ鎮座マシマス 鎌宮洲端名神風祭 祝詞  
掛マクモ畏キ今此鎌ノ宮ニ 招請奉リ令坐奉リ斎キ奉リテ 洲端ノ  
名神ト称辞竟奉ル健御南方命ノ大御前ニ 慎ミ々々白シテ白サク  
大御神ハ御歳二拾ニ不足合ズ若年ト宣給ヘ野湖渡ヲ越テ 能登島ヘ  
來向ヒ給ヘシ時ヨリ 物事忽チニ発起フ神性健キ神徳ニ坐マシテ  
神力モイト剛強テ諸神等ニ勝サセ給ヘ 猶奇キ妙ナル神術ヲ所知食  
テ忽チニ大風ヲ吹セ 或ハ大地震ヲ起コシ給ヘ 亦即時ニ止メ鎮メ  
給ヘ 霊異キ神稜威ヲ暉シ坐シマス故諸神等宇須受麻里坐マス  
ナリ ココニ大名持命ヨリ汝ハ湖ヲ能ク守リ此郷ノ耕作草切ノ事ヲ  
專ニ令主 田畠ノ養育事ヲ詳ニ所知食ト事ヨサシ奉リ 此依シ奉リ  
テヨリ後 異キ忽術荒ビ健ビ事止メ坐テ 八十年此所ニ鎮マシ国内  
ヲ愛ミ守リ給フ而後父ノ大神大名持命ノ御許ヘ往去給ヘキ 洲端ノ  
名神ハ毎年七月ノ二十余七日トイフ日ニ吹ク風ハ惡キ氣在リト宣給  
ヒテ勘ク忌嫌ヒ坐テ 風鎮メノ為ニ天津宮ゴトノ行ヒ方ヲ仕奉リテ  
畏ミ坐マシキ 此神教ノ隨意 今ニ毎年七月ノ二十余七日ノ今日ヲ  
生日ノ足日ト定メ 大神ヲ斎キ崇メ奉リテ乞ヒ願奉リ 畏ミ畏ミ白  
ス事ノ由ハ 今年荒キ風強ク大風高ク吹クベ可キ由縁有リ共 健キ  
尊キ神徳ヲ以テ守リ鎮メ給ヘ 大蛇ガ眷属辰巻荒セズ化鳥共禍災セ  
ズ大地震洪淪ノ暴破ナク 降雨時ニ順ヒ日和リ日並テ 人艸ノ取作  
ル五穀タナツモノ畑ツ物草ノ片葉ニ至ル迄 傷破ル哀ミナク宇豆ノ  
玉米快ク為実入セ給ヘ 畑ツ生物菜路ガ類近咸弥栄ニ栄サセ給ヘ  
自今ヨリ後ニ荒振ル禍害セル者在バ 大御神等上津代ニ弥重鎌ノ敏  
鎌ヲ以 大蛇化鳥諸共ニ艸木ヲ薙伏セ薙倒ス事ノ如クニ 忽咸政罰  
シメ給ヘシ健キ神稜威ヲ 桦ノ弓腹ト振起シ坐テ悉ニ打殺給ヘト  
今日モ神代ノ古事ノマニマニ 新金ノ八重鎌ノ敏鎌打作ラセイ

四時三〇分頃より境内に出て鎌打ち神事

○鎌打ちを奉仕するのは氏子の代表、宮当番の堀内義郎氏（一班）。  
烏帽子、狩衣を身にまとめて勤める。この当番は正部谷地区を六  
班に分け輪番制をとっている。

淨廻リ 二刃並テ是ノ大御前ニ持捧ゲ 所見覽給ヘト白シテ白サク  
是鎌古代ヨリ神撃ノ如ク 神璽ノ桂木ニ打納メ貢奉テ拝白シ  
国内ハ安ク穩ニ皆人怪キ煩ヒナク茂シ 八桑枝ノ如ク幸ク世ヲ渡ラ  
セ給ヘト願奉ル事ノ由ヲ 駒引立テ所聞食夜ノ守リ日ノ守リニ護リ  
幸ヒ恵ミ幸ヒ給ヘト畏ミ畏ミ白ス



氏子代表による鎌打ち神事（4）

『ふるさと戸土』（北小谷小中学校 昭和四七年十月）

『小谷民俗誌・第七章信仰』（小谷村教育委員会 昭和五四年三月）

杉崎満寿雄「国境のない村にて」（『あしなか』一三九号 平成七年三月）

### 3 能登【金丸鎌宮諏訪神社鎌打ち神事】

平成八年（一九九六）八月二十七日 梶井重雄氏（明治四十五年生）宿那彦神像石神社（鹿西町金丸宮地）宮司であり、ここに合祀する鎌宮諏訪神社の祭祀も司る。なお氏は北陸学院短期大学名譽教授から様々の教示を得た。その内容を要点のみに絞って記す。

○能登地方には先の日室の他に、金丸（鹿西町）、藤井（鹿島町）の各諏訪社において現在も鎌打ち神事が行われている。（なお、今回は藤井の諏訪社＝住吉神社の分社の見聞は果たせなかつた。）

○金丸の鎌宮諏訪社のご神体はたぶの大木で、おおよそ八メートル四方を石段で囲つて一段高くし、神域が作られている。神域内は雷に打たれたかのごとく地上五メートル程のところで切り止められた大木と、その脇に地上十メートルを越すほどに育つて青々と繁っている若い木があり、両方ともすでに古い鎌が無数に打ち込まれているのが見える。（ちなみにこの折れた上部の枝にも無数の鎌が内部に含まれており、鋸を入れられなかつたとのこと）

○能登のこの地では、日足り鎌、左鎌とも言つてゐる。日足りは太陽の恵を一杯受けるという意味だから、農耕的には諏訪の雑鎌と同じ意義と考えられている。左鎌とは左方上位の意味があるのかも知れない。

○祭りの由緒は『金丸村史 付録一』に詳しく述べて引用すると「神代の昔、今の邑知潟には毒蛇がはびこり、山里には化鳥や毒虫が満ちて衆人を害すこと甚だしいものがあつた。この時、能登地

方を巡幸の大己貴命（一の宮氣多神社の祭神）及び少彦名命（金丸の宿那彦神像石神社の祭神）とともに力を合わせて怪賊を退治し給うたのがこの建御名方命で弥柄鎌の銳鎌をもつて草木を切り払い、刈り分けて二神を先導し給い、ことごとく毒害のものを退治し、国土平定の神功をたてられた。かくて大己貴命・少彦名命の二神より建御名方命はこの湖を鎮護し給えという命のまにまに、金丸の大蛇の淵端即ち洲端に鎮座せられた。」という。したがつて、鎌打ちはこの地の開拓時代に威力を發揮した「弥柄鎌の銳鎌」に象徴される神功にちなんだ神事ということになる。

○一方、おなじ『金丸村史』の中の「梶井家年中行事記 七月之部」には「二十六日・二十七日 於鎌宮除辰巻、則風鎮メ大祭、昔者近國無双之大祭ニテ貴賤老若數万之群集アリテ、參詣之人々神前ヘ鎌ヲ奉納テ竜巻之患災除祈シ者也、委クハ社伝記ニアリ」とあって、風の災害を鎮めるための祭りとしての意義を記している。「二十七日お諏訪の祭、雨が降らねば風が吹く」の言い習わしは、この地のこの季節の風水の自然環境をよく表しているといえよう。

○おそらく鎌宮祭の意義はどちらの由緒をも含み持つてゐると思われる。

八月二十七日 鎌宮諏訪神社鎌打ち神事

四時頃<sup>（午後）</sup>

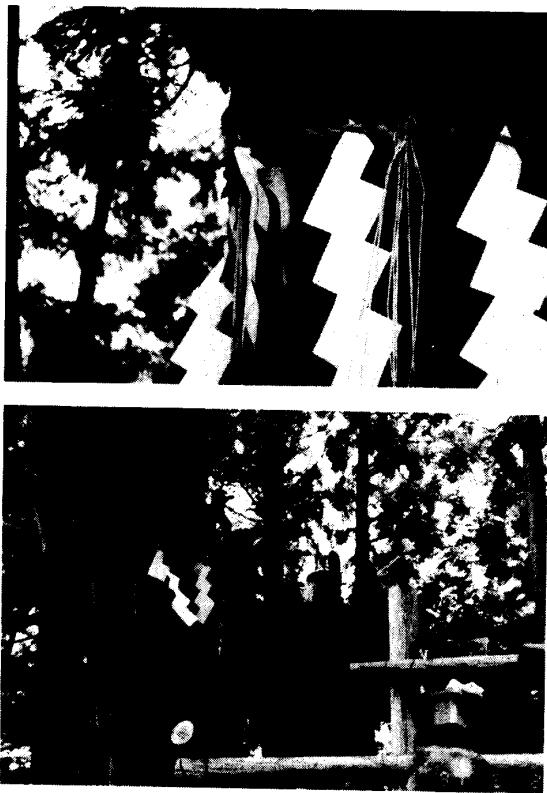
境内の公民館に拝殿を設け、神饌を供えて神事開始。

神饌は氏子達がめいめい米などを供えているものが加わる。

鎌は左右二丁を三宝にのせ、稻穂と御幣で飾りつけるのが特色。

祝詞（現在奏上される祝詞はやや簡略化しているが梶井家に伝わる祝詞を拝見することが出来たので、それを紹介する。なお伝來の

祝詞の筆録者の梶井房重（明治五年没七歳）は現宮司重雄氏の曾祖父に当たり、書写年代はおよそ一八五〇年頃かと推定されている。その祝詞自体の作成時期に関しては不詳であるが、筆跡は



鎌打ち神事風景（3）

て戸土の部落に入り、山道を登って境宮諏訪神社に到る。諏訪大社からはあしかけ七年毎に、即ち御柱年の前年に、この戸土の境宮と中又の小倉明神と交互に雑鎌打ちの神事を慣行してきた。この戸土、中又はまさに信越国境にある。例祭の起源がどこまで遡り得るのか、確かなことは分からぬが、すでに元禄十三年～十五年に国境論争が起つた時、雑鎌の存在が証拠となつて戸土が信州側であることが認められた、という経緯が知られている。ただし、鎌打ちは明治初年以来中断していたが、昭和十八年復活したといふ。また境宮よりやや西の白池に諏訪平とよぶ場所があり、ここからも雑鎌が発見されているといふ。戸土に限らず、小谷には諏訪社が多く、その神宝として雑鎌を伝えており、形態もさまざまのが見られる。（雑鎌分類図参照『小谷民俗誌』一七二頁より転載）

前日、大宮諏訪社に授与された雑鎌が、境宮に運ばれてくる。現在は

道路が発達しているので、姫川に添う国道はたとえ遠回りであつても苦労はないが、その以前を考えると、大宮諏訪神社のある中土から戸土までの山道は、いくつもの峠越えがあり、その苦労が偲ばれる。

一〇時一五分 境宮に雑鎌が到着する。諏訪大社の宮司（渋川謙一氏）以下在地の神職を含めて総勢十一名、中土の役員、さらに下諏訪から責任總代八名の参加が見られた。（以下、拝殿内部での神事のため、ほとんど見聞不可能）

祝詞（諏訪大社宮司 渋川謙一氏）

ミスズカル信濃ノ國ノ 北ノ國境ヲ領ハキマス掛けマクモ畏キ諏訪ノ大神ノ大前ニ恐ミ恐ミモ白サク 大神ノ見ソナハシ定メタマヒシ古キ手振リノマニマニ 七歳ニ一度ノ國境見トシテ ミシルシノ利鎌ニ貴ノ幣帛トリソヘテ捧ゲマツラクヲ 平ラケク安ラケク相ウベナヒ聞コシメセト 元ツ宮ナル諏訪大社○○○○（小声）

恐ミ恐ミモ白ス

#### 十一時二十五分 雜鎌打ちの神事開始

境内の神木（杉の大木）に、一・五メートルの高さの足場が組まれ、宮司は大宮の欄宣が三宝に捧げる雑鎌を受け取り、木槌を高々と振り上げて打ち込む（写真3）。この神木にはすでに打ち込まれた雑鎌がいくつか見られ（その数は未確認）、木の成長とともにあって雑鎌が幹内部に吸い込まれて先端部のみ見えるものもある。

大祓の祝詞（神職全員による齊唱）

十一時四五分頃 終了の挨拶（中谷七人衆の代表、太田清輝氏）

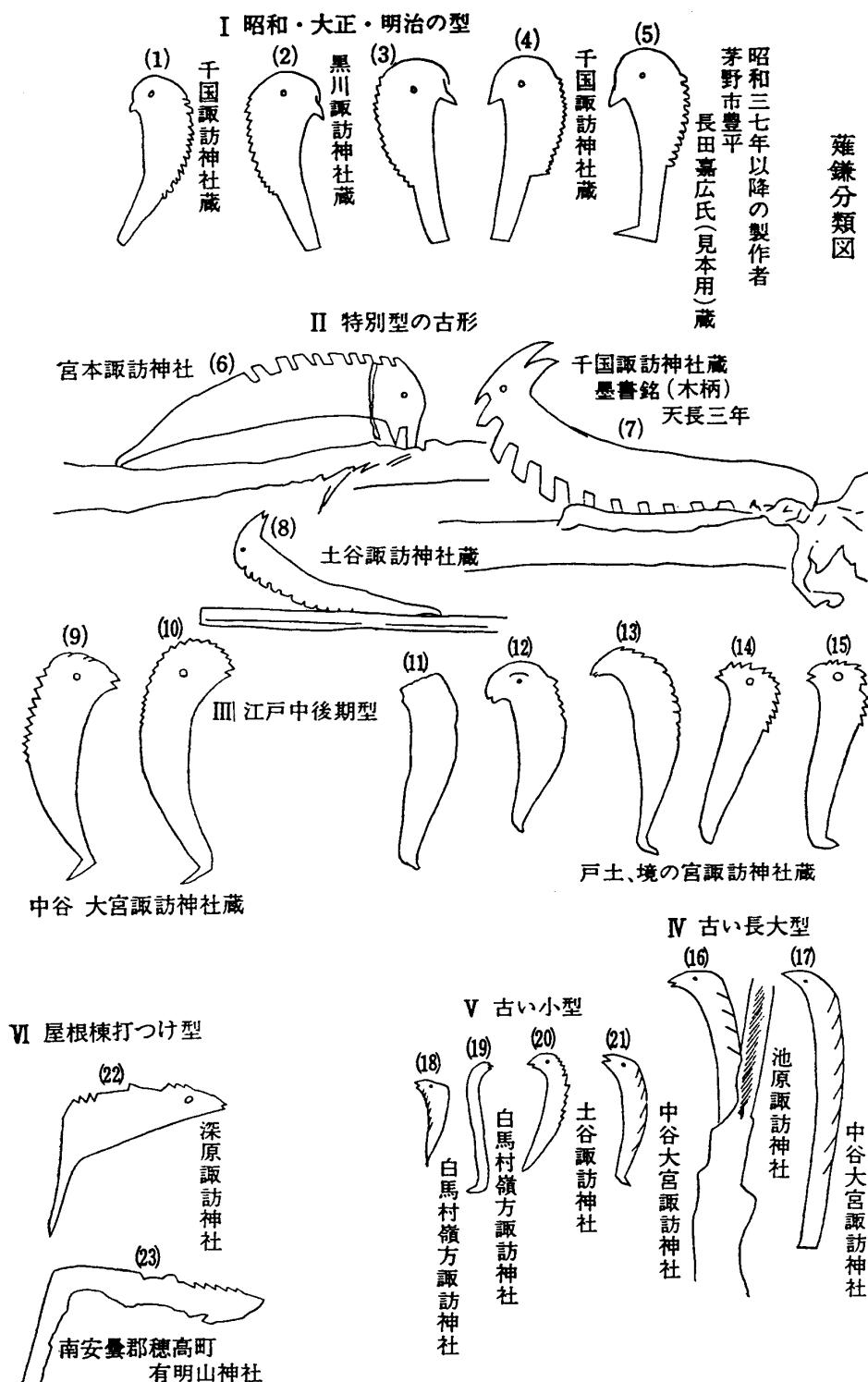
#### 〔参考資料・文献〕

稻田泰策「内鎌」の示す姿の国境——現地報告——（『信濃』第14巻10号 信濃史学会 昭和三七年十月）

「諏訪神社と小谷」（『中土誌』小谷村教育委員会 昭和四五年八月）

雑鎌分類図（時代によって異なる雑鎌の形態の数々）

### 雑鎌分類図



奴踊り（赤い頭巾の二二人、時勢を評した歌を詠みあげ、  
活興す）

狂拍子（男子二二人）

中谷太鼓

三時〇〇頃 雜鎌奉獻祭神事開始

祝詞

雑鎌奉獻の儀 「使者の口上」 総社諏訪神社殿、一、雑鎌一口、  
右旧知にまかせ授与候也 平成三年辛未九月一日 信濃国一宮  
諏訪大社 （当日聞き書き）

祝詞 （ほか、神事あるも見えず、聞こえず）

平成三（一九九一）年九月二日 小谷村 戸土境宮諏訪神社鎌打ち神事  
戸土への道は現在、姫川の支流の根知川を遡上し山口、大久保を過ぎ

一時五〇分 鎌の打ち込み [当元、清行氏]

タブの神木数本には既にこれまで打ち込まれている鎌が錆、あるいはタブの木が鎌をのみこんで瘤を作ったものもあり、数えるのは困難だが、木は異様な形状となっている。まさに神木というべきか。（写真2）

右鎌が先、左鎌が後。以前に打ち込まれている古鎌に触れないよう打ち込まなければならないし、触れるときわめて危険。

庭では湯立の湯を用いて目を洗う老婦人がいる。目の病にからぬとい云い伝えられている。

直会

一二時四〇分 山を下りて会食

「なお、この祭りは昭和五十七年十二月に七尾市教育委員会から『七尾市無形民俗文化財』、また平成四年十月に石川県教育委員会から『石川県無形民俗文化財』の指定を受けている。」



タブの木に打ち込まれている鎌の数々（2）

〔資料・文献〕

『石川県鹿島郡誌』（鹿島郡自治会 昭和三年十一月）

『七尾市史、資料編』第五・第六巻（七尾市役所昭和四七年三月）

『石川県神社誌』（石川県神社庁昭和五一年十月）

『鹿島町史通史・民俗編』（鹿島町役場 昭和六〇年八月）

谷内清行氏「七尾市日室諏訪神社の風鎮祭（鎌祭）についての考察」  
（昭和六十年頃・私家版）

小倉学「能登半島における諏訪信仰——鎌打ち神事を中心として  
——」（『加能民俗研究』第二十一号 平成三年三月）

2 小谷村「大宮諏訪神社雑鎌奉獻祭、並びに戸土境宮諏訪神社鎌  
打ち神事」

諏訪大社の雑鎌の古習を追っていくと、思いがけない神事のあることを知った。それは大社の御柱年の前年に、大社から宮司が出張し、長野県と新潟県の県境の境宮諏訪神社境内の大木に雑鎌を打ち込む神事が行われているということであった。平成三年（辛未）はまさに前年に当たる。雑鎌打ち込みの神事は九月一日に行われるが、その前日の九月一日に、大宮諏訪神社において、大社から持参された雑鎌が、この地の諏訪社の総社に当たる大宮諏訪社に奉獻される祭りが行われた。

平成三（一九九一）年九月一日 長野県北安曇郡小谷村 大宮諏訪神社

一時三〇分 神輿のお旅所となっている太田清輝氏宅から大宮諏訪神社に向けて行列が出発する。羽織り袴の当役を先頭に職 奴（二二人）、

神職、村宝古雑鎌、匣（一人）、神輿（十人）、氏子代表

一時五〇分 行列境内に入り、神輿は境内を練って社殿に安置される。

二時〇〇頃 奉納の舞

「タブの木」に二丁の鎌を打ち込むことである。

○八月二十五日に市内の大地主神社で今年制作した鎌（湊町松野鉄工所へ依頼）二丁の入魂の儀式を行い、直会の後、鎌（大榊に麻ひもで結びつけられている）は当番によって日室まで奉持され、作次郎屋敷跡の安置所（現在五輪塔がある）に二七日朝まで安置される。

○当元は代々、谷内作次郎（古くは左近次郎と名乗る、前掲祝詞参考）の家系の主人が勤めていた。（現清行（大正十四生）は分家、屋号作左エ門）

○当曰は、諏訪社の拝殿に神籬（榊の枝に左鎌、右鎌を結びつけている＝大榊）を安置し、神事の後、あらかじめ拝殿前庭において沸かした湯をオヌサ（萱を束ねたもの）にひたし、これをもって四方を清める。この後、神籬が解かれ、当元が二丁の鎌をタブの木にナタで打ち込む。拝殿からの拝む方向は西に向かっている。

○この祭りは、鎌を高く掲げておくと暴風が避けてゆくと信じる古来の民間信仰を伝えるものである。鎌に魚形を陰刻するのは、ここが江泊という海岸の集落で、農業の一方漁業に従事する人も多く、豊漁祈願の意味があると思われる。ちなみに日室は漁類の保存用の氷室があつたところ。

○湯立て神事が残っているのも面白い。湯立ては能登地方でここだけである。これも湯のしぶきで風を鎮めると言われている。四方東西南北を鎮める。この地方は西からの風が特に強く、漁師はこれを恐れる。西風にさらわれたら終わりとよく言う。季節を問わずに西風をおそれる。西風とほぼ同じ方向のかぜを「クダリ」といってい。北からの風を「アイノカゼ」と言っている。アイの風は海から吹くので暖かい。アイの風の当たるところは雪が積もらないと言わされる。

一時頃 当元の清行氏、作次郎屋敷跡の安置所から大榊を奉持し、こ

れを先頭に宮司、氏子達が諏訪山の登り口から鳥居をくぐって山上の拝殿に向かう。拝殿正面にタブの木が数本あり、その前に笹竹一本を立てて注連縄を張る。

拝殿にはお神酒（一升）、かわらけ一枚、するめ一枚、お供米各戸一升、季節の野菜等が供えられている。前庭には湯立の準備（釜に湯を沸かし始める）が始められる。

## 一時三〇分 風鎮祭神事開始

宮司拝礼、参列者皆倣う

神楽（太鼓を用いる）

宮司祝詞「修祓の祝詞」修祓

〔大祓への祝詞〕

神楽（太鼓）

祝詞（宮司 伊掛紀夫氏）

掛マクモ畏コキ日室ノコノトコロハ 朝日ノ日向コフトコロ タ  
日ノ日陰ルトコロト 鎮マリマス諏訪ノ神ノ大前ニ 畏コミ畏コ  
ミモ白サク 今日ノ生日ノ足ル日ニ 風鎮メノ御祭リ仕ヘマツリ  
聞コシ召ス天ノ下ノ大百姓人作ル物ニ 惡シキ風荒ラキ水ニ遭  
ハセマサズ 常ナヘノ天ノ宮 昼ノ宮 昼ノミコト達ノ大前ニ称  
詞竟ヘ奉ル 今日ノ御祭ニ 御食 神酒ノ種クサグサタノタメツモノヲ捧  
ゲマツリテ イククサグサヲハジメテ 草ノカタハニ至ルマデ  
ナリ幸ヘマツリテ 天下ノ大百姓ヲ初メ コノ里々ノ待チヨロコ  
ビ ウレシミ カタジケナク今シ御前ヘ参リ集ヒ 今日ヨリ後ハ  
鎮ク安ケクアラシメタマヒテ 夜ノ護リ 昼ノ護リト 護リ幸  
ヘ給ヘト 畏コミ畏コミモ白ス

湯釜前にて修祓

玉串奉奠〔当元以下氏子、関係者〕

神樂（太鼓）

鍛冶といつて刀剣を制作する刀鍛冶が以前いた。その鍛冶町の宮が山王社にお祓いを求めてきた。本日清めた鎌を日室の当元が持つかえる。今、江泊といつてはいるが日室の地名が古い。

○日室は海からすこし中に入っているから、海岸へ出稼ぎにゆく。

春と秋の祭りには神輿が日室まで上がる。鎌は大漁祈願の意味がある。

○能登島向田（こおだ）は伊勢の直轄領であった。そのせいかことばがきれい。畠山の残党説、上杉の残党説、平家落人説がある。

○日室の諏訪社はタブの木がご神体である。

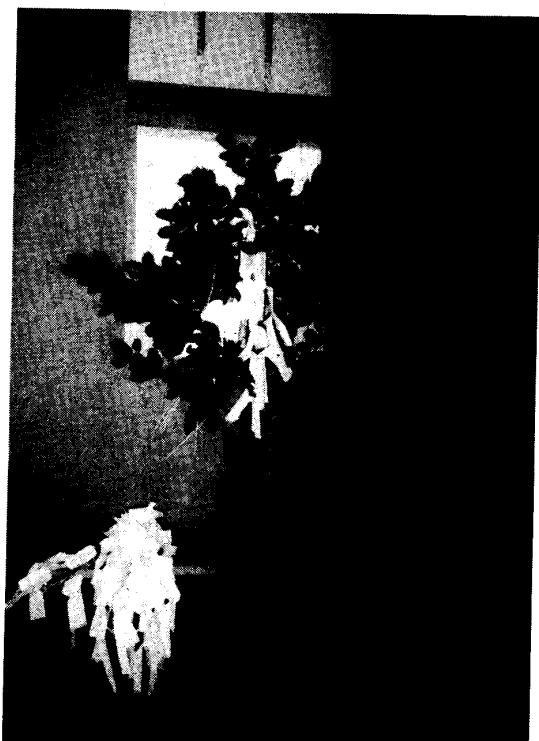
○青柏祭が山王社の大きな祭り、社紋が三つ柏である。これは新芽が出るまで葉が落ちぬところが特徴。

一〇時三〇分頃日室の当番（町内軒順で一年交代）が、予め下見をしてあつた枝振りのよい榊と篠竹一本、鉄工所に予約してあつた鎌を受け取り、スギハラ紙一枚を大地主神社に持参する。宮司すぐさま榊に篠竹を添えて鎌（左右一対）を結びつけ、持参のスギハラ紙で幣帛を結いかけ、神前にする。これを大榊（おさかき）といい、十年物の榊を用いるという。大榊の丈はほぼ一一〇～一二〇センチ位。この鎌には表面に魚の鱗形を彫りこんであるのが特徴。

一時四〇分 神事開始

水室 鎌祭祝詞（宮司 大森重健氏）

掛マクモ畏キ大地主神社ノ大御前ニ 小声 畏ミ畏ミモ白ク 年  
ゴトノ例ノマニマニ ココノ八月ノ二十五日ヨリ一十七日マデ三日  
ノ間 ココノ鹿島郡北大呑村字江泊ノ水室ニ坐マス 畏キ諏訪大神  
ノ鎌向ノ御祭リ仕奉ルガ故ニ 今日ノ生日ノ足日ニ 古ヨリ由緒ア  
ル左近次郎ノ末裔司祭者トナリ 水室ノ郷ノ諸人ヲ率ヒ 大前  
ニ參集ヒ 鍛冶ニ仰セテ左右ノ斎鎌ヲ鍛練造ラシメ 奥山ノイツ  
ノ真栄木ヲ持チ参り来テ 秀枝ニハイツノ白木綿取リシデテ 本コ



日室で用いられる大榊（1）

平成三年八月二七日 日室諏訪神社〔七尾市江泊町日室〕現当元谷内  
清行氏の話

○日室では毎年八月二七日（旧暦七月二七日）に諏訪神社（通称鎌宮）において「風鎮祭」を行っている。いつ始まったことか、記録がないが古くからの慣例と聞いている。祭礼の中心は、神木である

口ニハ斎鎌二口ヲ取り結ヒ 嶩ノ太玉串ト仕奉ル状ヲ神ナガラモ聞シ食シタマヒテ ココノ里ノ諸人ラガ今日ヨリ忌回リ清回リテ來ラム二十七日ト云フ日ノ朝日ノ豊栄登ニ 畏キ諏訪ノ神山ニ参登リ  
嚴ノ太玉串ヲ捧ゲ奉ラクヲ 平ケク安ケク聞キ取り給ヒテ 御祭ノ本末違フコトナク過ツコトナク美シク仕ヘ奉シメ給ヘト 礼代ノ御  
食ツ物捧ゲ奉リテ 畏ミ畏ミモ乞ヒ祈リ奉クト白ス

の作業集団存立の意義があるようと思えるのである。一体薙鎌とはどのような意義を持つものなのか。

あひ見てばしましも恋はなぎむかと思へどいよよ恋まさりけり  
(万葉巻4・七五三)

### 一、薙鎌を追つて

諏訪の薙鎌は諏訪信仰とともに、神器としての観念の抽象度を高めたもののように思える。ナギガマの語義はナギナタとおなじ語構成と考えられるから、ナギ+（刃ものの形状）となろう。ナギはナギハラウ、ナギタオスなどと用いられ、横方向から強い力を加える意味を示しているから、ナグル（殴る）も同じである。またばっさりと崩落した地形をナギとよぶのもこの語の名詞化したものであろう。したがって武器として、あるいは農具としてのナギナタ、ナギガマは横からはらつて切る道具であつて、その性能と形状を示している。

一方、記紀に著名なヤマタノオロチ神話のクサナギノツルギは、ヤマタケルの伝承（景行紀四十年）にいたつて草をなぎはらう剣の意義であることを明確にしている。しかし、ヤマトタケルの焼津野の活躍は神剣の名称の起原譚的要素があり、神話を負いもつた剣の名称を再説明した趣がある。したがって、神宝としてのクサナギノツルギの意義は、大きな神威力の前に地上のすべてのものを等しく靡かせ鎮めてしまう力を譬喩していると考えられる。その場合のナギは古語にも表れる次のように歌、

「朝なぎに 寄する白波 夕なぎに 満ちくる潮の……」

(万葉巻17・三九八五)

にある「あさなぎ（朝屈）、ゆうなぎ（夕屈）」のナギ（動詞四段名詞形）、つまり大きななもののかの力で風や波が鎮められている状態を表す語と印象を等しくする。

右のナギ（動詞四段）は次のナギ（動詞上一段）と同根であろう。

海つ路のなぎなむ時も渡らなむかく立つ浪に船出すべしや

(万葉巻9・一七八一)

恋心が静まつたり、浪風が静かになる状態をナギが示しているわけで、ナグサム、ナグム、ナグサ、ナグシもこのナグからの派生と考えられる。このようにみるとナギガマの名称はその武器としての性能を表す意味と、自然にあればだす風や浪や恋心が静まつてしまふ意味を示すナギ（のカマ）の意とが導き出される。おそらくこの両義性がナギガマの性能や威力を示し、神器としての抽象度を高める契機をはらんでいると考えられる。

右のような語義的な方面からナギガマの意義を解こうとしたのは、日本各地から、ナギガマ、もしくはカマを用いた祭祀のあることが報告されているからで、この神器に託した信仰の意義が多様にあることを感ずるからである。

右のような理解を踏まえて、取材したいくつかの神事を報告しておきたい。

1 日室 [七尾市大地主神社入魂神事、及び日室諏訪神社風鎮祭]

石川県七尾市江泊町日室の諏訪神社（通称鎌宮）では例年八月二七日に風鎮祭が行われる。祭日に先立つて八月二五日に、七尾市山王町の大地主（おおとこぬし）神社（通称山王社）において、神鎌とよぶ鎌の入魂の神事が行われる。

平成三年八月二五日 神事前大地主神社宮司 大森重健氏（幣帛を切りながら）の話

○この鎌の制作は七尾市湊町の鍛冶職松野氏である。七尾には七尾

## 諏訪大社御柱祭の薙鎌について

——日室・戸土・金丸の

祭事を追って——

近藤信義

はじめに

御柱祭と呼びならわしている信州諏訪大社の大祭の正式な名称は「諏訪大社式年遷宮御柱大祭」である。諏訪湖の南に位置する上社（前宮・本宮）と北に位置する下社（春宮・秋宮）のそれぞれの神社において、寅と申の年を式年（六年ごと）として遷宮が行われ、同時に御柱とよぶ神木の建て替えが行われる。その諸神事の流れと経過に関しては上社、下社にそれぞれ分けてすでに報告を試みたのであった。このスケールの大きな祭りには、その祭りをもり立てる諸要素に実に多くの人々が関わり得る、つまり数多くの見せ場が用意されて、しかもその場の主役を演じることの機会が参加する多くの人にあるということを知り、この祭りの魅力がそうした懐の広さ深さによって支えられていることを実感したものであった。こうした祭儀の現場のショーアクションの一方で、この祭りを支えてきた伝統的要素、つまり玄人の集団に受けつがれている数々の技も奥行きの深さを感じる魅力ある要素である。

祭礼行事を追っていく中で、その意義について考えてみたいことの一つに、山作り衆に授与され、用いるところの「薙鎌（なぎがま）」と呼ばれる祭器があった。薙鎌は諏訪大社の神器の一つであって、戈とともに

に御頭祭（上社例大祭四月十五日）や遷座祭（下社例大祭二月一日、八月一日）の神輿の前の守りとして行進している。この行列の折の薙鎌は長い柄がついており、中世の合戦絵巻に見る薙刀（なぎなた）と形体がよく似ている。

この薙鎌が御柱祭に登場してくるのは上社の御柱祭の準備段階の祭事であるところの、本見立て（御柱祭前年の六月）においてである。本見立ては、すでにさらに前年の仮見立てを経て、御柱として確実な候補であるところの樅の神木を決定する祭事である。神社の神領地（御小屋山）に宮司以下の神職と大総代以下の氏子達を山作り衆が案内し、神木八本を決定してゆくのである。現在この祭事はなかなか民主的な雰囲気で、あらかじめ見立てのすんだ神木（樅の大木）の本に立った宮司が「本宮の○の御柱と決定してよろしいでしょうか、おはかりします」と問かけると、氏子達が一齊に「異議なし」と返事して決定してゆく。するとその神木に山作り衆が、鉄製の薙鎌を打ち込んで置くのである。これを「お根鎌打ち」と呼んでいる。本来は打ち込んだ薙鎌は神木の印として伐採の時までそのままにされる性格のものであろうが、現在ではこの祭事がすむと、山作り衆はこれを外して保管しておくと聞いた。

次に薙鎌が登場してくるのは、御柱際の里曳きの初日、大社本宮から朝、御柱迎えの行列が出るが、その中に山作り衆が木の枝（ナル）で骨格を作った「お舟」が担ぎだされ、このお舟の中心には、諏訪大社の御幣と鈴をつけた御幣軸が据えられ、その柱に二挺の薙鎌が打ちこまれている。御柱迎えは、諏訪明神による出迎えと言い伝えていることから、このお舟は明神の神靈を乗せた神輿そのものと考えることができ、その御幣軸の御幣、鈴、薙鎌の三者は神靈の装いと見ることができる。

この二例の薙鎌が、どちらも神靈の宿るところのシンボルとして用いられていることには違いはないが、山作りに薙鎌が授与されるいきさつに何らかの特別の計らいが隠れているように思えるのである。そこにこ